

社会福祉法人稚内木馬館指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)並びに稚内市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年稚内市条例第8号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。)及び稚内市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年稚内市条例第9号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。)の規定に基づき、社会福祉法人稚内木馬館(以下「法人」という。)が設置する指定認知症対応型共同生活介護事業所において実施する指定認知症対応型共同生活介護事業及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業所において実施する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業(以下「事業」という。)の適切な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態又は要支援状態にある高齢者等に対し、適正な介護サービスを提供することを目的とする。

(名称及び所在地)

第2条 指定認知症対応型共同生活介護事業所及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 グループホームひだまり
- (2) 所在地 稚内市はまなす2丁目9番25号

(運営の方針)

第3条 グループホームひだまり(以下「事業所」という。)は、指定認知症対応型共同生活介護事業の実施に当たっては、認知症によって自立した生活が困難になった要介護者に対し、共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行う。

2 事業所は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業の実施に当たっては、認知症によって自立した生活が困難になった要支援者に対し、共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機

能訓練を行う。

- 3 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った介護サービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業所は、地域又は家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の介護サービス事業を行う者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 事業所は、前各項に規定するもののほか、法、指定地域密着型サービス基準条例、指定地域密着型介護予防サービス基準条例、関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業の内容)

第4条 事業所で行う事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 入浴、排せつ、食事等の介助
- (2) 日常生活上の世話
- (3) 日常生活の中での機能訓練
- (4) 相談、援助等

(職員の配置)

第5条 法人は、事業の実施に当たり、次に掲げる職員を事業所の共同生活住居ごとに配置する。

- (1) 管理者 1人
- (2) 計画作成担当者 1人以上
- (3) 介護職員 7人以上
- (4) 看護職員 1人以上

(職員の職務内容)

第6条 管理者は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 事業所及び所属職員の管理
- (2) 利用の申込みに係る最終調整
- (3) 業務の実施状況の把握
- (4) 事業の実施に関し所属職員に対し、遵守させるために必要な指揮命令

2 計画作成担当者は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画(以下「共同生活介護計画等」という。)の作成

(2) 連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、医療機関等との連絡及び調整

3 介護職員は、共同生活介護計画等に基づき、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

4 看護職員は、次に掲げる職務を行う。

(1) 利用者に対する日常的な健康管理

(2) 職員に対する医療面からの適切な指導及び援助

(3) 医療機関との連絡及び調整

(共同生活住居の名称及び入居定員)

第7条 事業所の共同生活住居の名称及び入居定員は、次のとおりとする。

共同生活住居の名称	入居定員	備考
ユニット①	9人	1階
ユニット②	9人	2階

(共同生活介護計画等の作成)

第8条 管理者は、事業の実施に当たっては、計画作成担当者と共同して、入居の申込みのあった者（以下「入居申込者」という。）の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに入居申込者の家族等の介護の状況を十分に把握し、共同生活介護計画等を作成することとする。

2 管理者は、共同生活介護計画等の作成に当たっては、その内容について入居申込者又はその家族等に対して説明し、同意を得るものとする。共同生活介護計画等の変更に際しても、同様とする。

3 管理者は、通所介護計画等を作成したときは、当該入居申込者に共同生活介護計画等を交付しなければならない。

4 事業所の職員は、利用者（入居を決定した者をいう。）に対し、共同生活介護計画等に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービス管理及び評価を行わなければならない。

(利用料等)

第9条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める介護報酬の公示上の額とし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、その利用者の負担割合に応じた額とする。

2 前項に定めるもののほか、利用者から次に掲げる費用を徴収するものとする。

(1) 食材料費

- ア 朝食 (1食) 410円
- イ 昼食 (1食) 480円
- ウ 夕食 (1食) 570円
- エ おやつ (1日) 100円
- オ 行事食 実費

(2) 家賃

- ア A型 (8.50~9.72 平方メートル) (月額) 28,000円
- イ B型 (12.15~16.20 平方メートル) (月額) 31,000円

(3) 受診等同行費 (協力医療機関への通院を除く。) (1回) 1,500円

(4) 光熱水費

- ア 4月1日から10月31日までの期間 (月額) 21,000円
- イ 11月1日から3月31日までの期間 (月額) 24,000円

(5) 教育娯楽費 実費

(6) おむつ代 実費

(7) 理美容代 実費

(8) 利用者預り金等管理費用 (日額) 500円

(9) 前各号に掲げるもののほか、事業において提供されるサービスのうち日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者が負担することが適当と認められる費用

3 月の中途において入居又は退居したときは、前項に規定する費用のうち月額と定めている費用については、日割り計算とする。

4 第2項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(入居に当たっての留意事項)

第10条 共同生活住居に入居できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 要支援2又は要介護の認定を受け、かつ、医師の認知症の診断を受けていること。
- (2) 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
- (3) 自傷他害の恐れがないこと。

(4) 常時、医療機関において治療をする必要がないこと。

(5) 他の利用者に伝染する疾患がないこと。

2 管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、退居させることができる。

(1) 要介護の認定更新において、自立又は要支援1と認定されたとき。

(2) 共同生活を営むことに支障があるとき。

(3) 自傷他害の恐れがあるとき。

(4) 病気治療その他の理由により3月以上にわたって共同生活住居を空けることが決定し、その移転先が確定したとき。

(5) 他の利用者に伝染する悪性の疾患にかかったとき。

(6) 次項各号に規定する留意事項を守らないとき。

3 利用者は、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 健康状態に異常がある場合には、その旨を職員に申し出ること。

(2) 職員による安全管理上の指示には、必ず従うこと。

(3) 飲酒は、許可なくしないこと。

(4) 喫煙は、所定の場所で吸うこと。

(5) 営利行為、宗教活動又は特定の政治活動を行わないこと。

(6) 他の利用者への迷惑行為を行わないこと。

(緊急時における対応方法)

第11条 職員は、事業の提供中に、利用者に病状の急変その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医、協力医療機関又は利用者、家族等から提示された緊急連絡先に連絡し、適切な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

2 病状、ケガ等が重度の場合又は原因等が特定できない場合については、速やかに救急隊の出動を要請するものとする。

3 理事長は、当該事故が重大な事故等と判断したときは、事業所に事故原因調査委員会を設置し、事故原因の調査を行なうとともに、速やかにその結果を法人の理事会、利用者、関係機関等に報告しなければならない。

4 法人の過失により利用者の身体又は財物に損害を与えたとき、若しくは人格権を侵害したときは、利用者及び利用契約者に対し、誠意を持って対応するとともに、法人が加入する賠償責任保険の範囲内で保障するものとする。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、別に定める防火管理規程に基づき、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(衛生管理及び職員の健康管理)

第13条 事業所は、衛生管理に十分留意し、必要な措置を行うものとする。

- 2 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すると共に、研修及び訓練の定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、職員に年1回以上の健康診断を受診させるほか、職員が職場、利用者、利用者の家族等との人間関係、長時間労働等から生ずるストレス等に対処できるよう、職員の心の健康を維持、職場環境等の改善、職員への相談対応等の実施に努めるものとする。

(協力医療機関等)

第14条 事業所は、主治医との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めるものとする。

- 2 事業所は、前項の規定に基づき協力医療機関の間で協定する事項は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 利用者の病状の急変が生じた場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保しつつ、支援体制の整備に協力する。
 - (2) 診療の求めがあった場合は、診療を行う体制を常時確保する。
 - (3) 利用者入所者等が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入所させることができるように努める。
 - (4) 利用者に対して医療上の援助が必要な場合、連携し支援体制をとる
- 3 1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、市長に協力医療機関の名称等を届け出るものとする。
- 4 事業所は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応について協議を行うものとする。

5 事業所は、サービス提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えるものとする。

(個人情報保護)

第15条 事業所は、その業務上知り得た利用者等の個人情報については、別に定める個人情報保護規程、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

2 職員は、その業務上知り得た利用者等の秘密を保持するものとする。職員でなくなった後においても、同様とする。

3 事業所は、他の介護サービス事業者等に対して、利用者等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等の同意を得るものとする。

(苦情の対応)

第16条 事業所は、提供した事業に関する利用者及びその家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、別に定める苦情対応規程に基づき、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

(虐待等の防止に関する事項)

第17条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第18条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(身体的拘束)

第19条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(地域との連携等)

第20条 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うなど、地域との交流を図るものとする。

2 当事業所の行う指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、地域に開かれたサービスの提供を目指すとともにサービスの質の確保を図ることを目的に、別に定める運営推進会議規程に基づき、運営推進会議を設置するものである。

3 事業所は、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し提供している本事業所のサービス内容及び活動状況等を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

4 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第21条 事業所は、職員の資質向上及び事業所におけるケアの専門性の向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるとともに業務体制を整備する。

(1) 事業所内職員研修の計画及び実施(介護計画、介護の方法、緊急時の処置及び対応等) 年3回以上

(2) 他施設での業務研修の実施

(3) 北海道、北海道社会福祉協議会、老人福祉施設連絡協議会、宗谷管内社会福祉施設連絡協議会等が主催する研修会への参加

(4) 研修図書を購入

2 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

- 3 事業所は、利用者に対する事業の提供に関する諸記録を整備し、社会福祉法人稚内木馬館文書管理規程により保存するものとする。
- 4 この規程に定めるもののほか、事業所の運営に関する重要事項は、法人の理事会がこれを定めるものとする。

附 則（平成 26 年 8 月 5 日第 2 回理事会決定）

- 1 この規程は、平成 26 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 次に掲げる規程は、廃止する。
 - (1) グループホームひだまりはまなす館ユニット①運営規程（平成 15 年 9 月 27 日制定）
 - (2) グループホームひだまりはまなす館ユニット②運営規程（平成 15 年 9 月 27 日制定）

附 則（平成 27 年 6 月 30 日第 3 回理事会決定）

この規程は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 2 月 20 日第 7 回理事会決定）

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 1 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。